

令和 5 年 9 月

## 検査実施料新設のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

このたび、「保医発 0829 第 7 号」により、下記項目につき検体検査実施料が  
新設され、令和 5 年 8 月 30 日より適用されることになりましたので、ご案内  
申し上げます。

取り急ぎご案内致しますので、宜しくお取り計らいの程お願い申し上げます。

敬白

\*\*\*\*\* 記 \*\*\*\*\*

### ■新規保険収載項目

| 検査項目名                     | 実施料  | 判断料            | 点数区分  | 備考   |
|---------------------------|--|----------------|---|--|
| 遺伝性網膜<br>ジストロフィ<br>遺伝学的検査 | 10,000<br>点<br>+<br>2,500<br>点<br>+<br>8,000<br>点<br><br>合計<br>20,500<br>点 | 遺伝<br>100<br>点 | 「D006-24」<br>肺癌関連<br>遺伝子多項目<br>同時検査<br>+<br>「D004-2」<br>悪性腫瘍組織<br>検査「1」の<br>「イ」処理が<br>容易なもの<br>「(1)」医薬品<br>の適応判定<br>の補助等に<br>用いるもの<br>+<br>「D004-2」<br>悪性腫瘍組織<br>検査「1」の<br>「イ」処理が<br>容易なもの<br>「注1 ハ」<br>4項目以上 | (1)~(4) (略)<br>(5) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、臨床症状、<br>検査所見、家族歴等から RPE65 遺伝子変異による遺<br>伝性網膜ジストロフィと疑われる者であって、十分な<br>生存網膜細胞を有することが確認された者に対して、<br>血液を検体とし、遺伝性網膜ジストロフィの疾患原因<br>遺伝子の情報を取得するものとして薬事承認又は認証<br>を得ており、厚生労働省難治性疾患政策研究事業にお<br>いて「網膜脈絡膜・視神経萎縮症に関する調査研究班<br>網膜ジストロフィにおける遺伝学的検査のガイドライ<br>ン作成ワーキンググループ」が作成した「遺伝性網膜ジ<br>ストロフィの原因となりうる主な遺伝子」リストに記<br>載されている遺伝性網膜ジストロフィの関連遺伝子の<br>変異を評価可能な医療機器等により次世代シーケン<br>シングを用いてボレチゲン ネパールボベクの適応の判定<br>の補助を目的として実施した場合にのみ、患者 1 人<br>につき 1 回に限り、「D006-24 肺癌関連遺伝子多項<br>目同時検査」と「D004-2 悪性腫瘍組織検査 1.<br>悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が容易なもの(1)医薬品<br>の適応判定の補助等に用いるもの」と「D004-2<br>悪性腫瘍組織検査 1. 悪性腫瘍遺伝子検査 イ. 処理が<br>容易なもの 注1 ハ 4項目以上」を合算した所定点数<br>を準用して算定する。<br>(6) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、厚生労働<br>省難治性疾患政策研究事業において「網膜脈絡膜・視<br>神経萎縮症に関する調査研究班 IRD パネル検査にお<br>ける遺伝学的検査運用ガイドライン作成ワーキンググ<br>ループ」が作成した検査運用指針に従って実施された<br>場合に限り算定する。<br>(7) 遺伝性網膜ジストロフィ遺伝学的検査は、遺伝カウ<br>ンセリング加算の施設基準に係る届出を行っている保<br>険医療機関で実施すること。ただし、遺伝カウンス<br>リング加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療<br>機関との連携体制を有し、当該届出を行っている保険<br>医療機関において必要なカウンセリングを実施できる<br>体制が整備されている場合は、この限りではない。 |

以上

23-0919